

暴力団被害無料電話相談会 来所

一人で悩まず、まずはご相談ください！

あの「不当要求防止マニュアル」発刊後、初！事業者の方からのご相談も大歓迎！
反社会的勢力排除の専門家があなたからの相談を待っています！

Q1 暴力団被害とはどのような被害のことですか？

A1 例えば・・・

- ①暴力団から借金返済名目で現金を要求されたうえ、暴行を受け怪我をした。
- ②金銭問題やその他のトラブルの相手方に暴力団や暴力団と思われる人物が介入し交渉してくる。
- ③居住するマンション内に暴力団事務所がある。

Q2 暴力団なのかどうか分からない場合でも相談できますか？

A2 もちろん相談できます。暴力団かどうか分からない場合でも相手方から不当な要求を受けているなどありましたら、お気軽にご相談ください。

Q3 相談員はどのような人なのですか？

A3 横浜弁護士会民事介入暴力被害者救済センターの弁護士
神奈川県警察本部暴力団対策課の警察官
神奈川県暴力追放推進センターの暴力追放相談委員

Q4 相談内容が外部に漏れることはないのですか？

A4 大丈夫です！ご相談内容が外部に漏れることはありません。



開催日

平成27年5月15日(金)

午前10時～午後4時

【電話相談】《5月15日のみつながる番号です！》

神奈川県内からのご相談（通話料無料）

0800-800-7518

県外・携帯電話からのご相談（通話料ご相談者様負担）

045-681-5633

【来所相談】《予約不要！》

横浜弁護士会1階へお越し下さい。

住所：横浜市中区日本大通9番地

主 催

- 横浜弁護士会民事介入暴力被害者救済センター
- 神奈川県警察本部暴力団対策課
- 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター



《お問い合わせ先》

横浜弁護士会民事介入暴力被害者救済センター
045-211-7701 受付時間 9時～17時

